

## 令和5年度 生活福祉資金部会年間計画

テーマ) 生活困窮世帯への支援のために求められる役割

- ① 生活福祉資金貸付制度における民生委員のかかわりについて
- ② 日常生活自立支援事業への取り組みについて
- ③ 制度の理解と単位民児協での研修会について

生活福祉資金部会 生目民児定例会(R.11, 8.水曜) (案)

10時～開会後講演

講師) 宮崎市社会福祉協議会 在宅福祉第一係

生活福祉資金貸付担当 <sup>コノ</sup> <sup>イダ</sup> <sup>5</sup> 今 勇 様

目的) 生活福祉資金制度を理解し生活困窮世帯の支援につなげる。

内容) 別紙 質疑応答含む

文責) 生活福祉資金部会長

梶田 啓

生目地区民児協 生活福祉資金部会研修  
11月8日(水) 10:10~11:~~30~~<sup>30</sup>

(1) 制度の概要について

- ①生活福祉資金とは？(国の制度、実施主体は都道府県社協)
- ②制度の特徴(世帯単位・原則連帯保証人必要・民生委員の相談援助 等)
- ③貸付の対象となる世帯(低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯・生活保護世帯)

(2) 資金の種類

- ①総合支援資金
- ②教育支援資金
- ③福祉資金 福祉費
- ④福祉資金 緊急小口資金
- ⑤不動産担保型生活資金

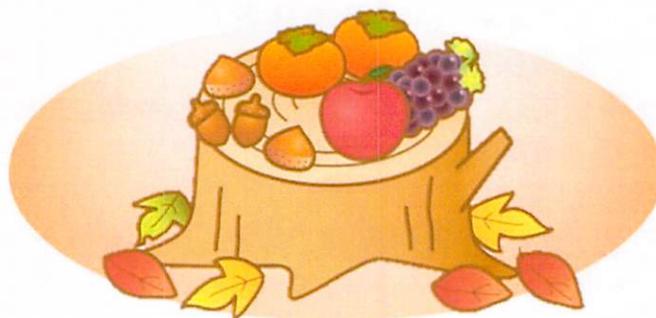
(3) 民生委員の関わり

- ①借入相談時(生活福祉資金に関する情報提供)
- ②教育支援資金、福祉費(申請者との面談、民生委員調査書)
- ③貸付決定後(使途確認報告書)

(4) 新型コロナウイルス感染症による特例貸付

- ①実施時期(令和2年3月25日~令和4年9月30日)
- ②緊急小口資金、総合支援資金の特例(貸付上限額、償還期間)
- ③特例貸付借受人へのフォローアップ支援(償還免除、償還猶予、少額返済、猶予中の借受人への聴き取り)

## 生日地区民児協 生活福祉資金部会研修



令和5年11月8日（水）10時00分～

### 生活福祉資金とは？



- ・民生委員による低所得者の自立更生を促進するための活動から生まれた貸付制度
- ・実施主体は都道府県社協  
（受付窓口は市町村社協）
- ・貸付と相談支援をセットで行う福祉貸付

## 制度の特徴・基本事項



- ①世帯単位の貸付  
(原則「世帯主」が借受申込者)
- ②原則、連帯保証人が必要  
(連帯保証人 あり⇒無利子 なし⇒年1.5%)
- ③民生委員の相談援助が前提
- ④他制度が優先
- ⑤返済義務を伴う貸付制度(月々5,000円以上)
- ⑥税金を原資とする公的な貸付制度
- ⑦すでに支払済みの経費や負債返済のための費用は対象外
- ⑧自立支援相談機関と連携  
(総合支援資金・緊急小口資金)

## 貸付の対象となる世帯



- ①低所得世帯  
⇒おおむね県・市町村民税非課税程度、または生活扶助基準1.5倍程度
- ②障がい者世帯  
⇒身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯
- ③高齢者世帯  
⇒日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯
- ④生活保護世帯

## 資金の種類



- ①総合支援資金
- ②教育支援資金
- ③福祉資金 福祉費
- ④福祉資金 緊急小口資金
- ⑤不動産担保型生活資金

5

## ①総合支援資金

民生委員さんの調査書は  
必要ありません

【目的】世帯主(生計中心者)の離職(失業)によって生活維持が困難になった世帯の生活の立て直しのための支援資金

【対象】低所得世帯

【貸付限度額】資金の種類によって異なる

【据置期間】6か月以内 【償還期間】10年以内

【要件】

- ・離職してから2年以内 ・70歳未満
- ・住居を有している(住居確保給付金の申請を行っている)
- ・自立相談支援機関の支援を受けること …など

【対象とならない場合】

- ・求職活動を行っていない
- ・公的給付(職業訓練受講給付金、雇用保険、年金、生活保護等)を受給している …など

6

## ②教育支援資金

民生委員さんの調査書が必要です

【目的】 高校・大学・専門学校への進学・入学に必要な経費

※大学院は対象外

【対象】 低所得世帯・生活保護世帯

【資金の種類】

①教育支援費・・・授業料、教材費、アパート家賃、交通費などの毎月必要になる経費

②就学支度費・・・入学金、制服、靴、アパートの敷金・礼金などの入学時のみに必要になる経費

【据置期間】 卒業後6か月以内 【償還期間】20年以内

【特徴】

①借受人：子 連帯借受人：親（親権者）

②他の奨学金制度が利用できればそちらを優先

## ③福祉資金 福祉費

民生委員さんの調査書が必要です

【目的】

日常生活を送る上で一時的に必要となる経費に対して貸付

【対象】

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯・生活保護世帯

【据置期間】 6か月以内 【償還期間】資金の種類により異なる

【貸付対象となる費用】

- ・事業を営むための費用 ・技能習得のための費用
- ・福祉用具等の購入費用 ・自動車購入費用 ・療養費用
- ・介護サービスを受けるための費用 ・災害による費用
- ・冠婚葬祭費用 ・転居費用
- ・日常生活において必要性が高い家電等の購入費用

※生活保護世帯のみ ケースワーカーが必要と認めた場合  
・・・など

## ④福祉資金 緊急小口資金

民生委員さんの  
調査書は必要  
ありません

【目的】 緊急かつ一時的に生計維持困難となった場合に少額の費用を貸付

【対象】 低所得世帯 【貸付限度額】 10万円以内

【据置期間】 2か月以内 【償還期間】 12月以内

【貸付対象となる費用】

- ・就職先が決まったが初回給与までの生活費
- ・公的給付(年金、雇用保険等)の支給開始までの生活費
- ・火災などの災害を被災し生活費が必要な場合
- ・給与等の盗難により生活費が必要な場合
- ・会社からの解雇・休業等による収入減

※就職先が決まっていない場合は自立相談支援機関の利用が必要

## ⑤不動産担保型生活資金



【目的】

自宅(居住用不動産)を所有し、将来にわたり自宅に住み続けることを希望する在宅の高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯に対し、自宅を担保として生活費を貸付け

【対象】 低所得高齢者世帯(生活保護受給中の高齢者世帯)

【貸付限度額】 評価額の7割程度

【貸付期間】

借受人の死亡時まで(または貸付限度額に達するまで)

【特徴】

- ・推定相続人の中から連帯保証人を1人立てる  
(要保護型は不要)
- ・借受人が亡くなるまで住み続けられる。亡くなった後、相続人が家、土地を売却し、その残金を返済に充てる。

## 市内全体の状況について

新規貸付件数	令和3年度		令和4年度	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
総合支援資金	8	2,088	11	5,550
福祉費	29	6,866	24	6,295
緊急小口資金	12	1,157	19	2,784
教育支援資金	62	26,124	106	43,300
不動産担保型生活資金	0	0	0	0
合計	111	36,235	160	57,929

11

## 新型コロナウイルス感染症による特例貸付

### ①緊急小口資金(特例貸付)

#### 【対象者】

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限額】 20万円以内

【据置期間】 令和4年12月末まで

※令和4年4月以降借入分は令和5年12月末まで

【償還期間】 2年以内

①、②とも  
令和4年9月末に終了

### ②総合支援資金(特例貸付)

#### 【対象者】

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

【貸付上限額】

・2人以上の世帯 月20万円以内(3月以内)

・単身世帯 月15万円以内(3月以内)

【据置期間】 令和4年12月末まで

※令和4年4月以降借入分は令和5年12月末まで

【償還期間】 10年以内

12

## 新型コロナウイルス感染症による特例貸付

### ③総合支援資金(特例貸付)※延長貸付

#### 【貸付上限額】

- ・2人以上の世帯 月20万円以内(3月以内)
- ・単身世帯 月15万円以内(3月以内)

【据置期間】 令和5年12月末まで

【償還期間】 10年以内

③は令和3年6月末  
に終了

### ④総合支援資金(特例貸付)※再貸付

#### 【貸付上限額】

- ・2人以上の世帯 月20万円以内(3月以内)
- ・単身世帯 月15万円以内(3月以内)

【据置期間】 令和6年12月末まで

【償還期間】 10年以内

④は令和3年12月  
末に終了

13

## 新型コロナウイルス感染症による特例貸付

### 特例貸付の償還について

- ・緊急小口資金、総合支援資金(初回)  
※令和4年3月末までに申請された債権  
⇒令和5年1月～償還開始
- ・緊急小口資金、総合支援資金(初回)  
※令和4年4月以降に申請された債権
- ・総合支援資金(延長)  
⇒令和6年1月～償還開始
- ・総合支援資金(再貸付)  
⇒令和7年1月～償還開始

14

## 新型コロナウイルス感染症による特例貸付

### 特例貸付借受人へのフォローアップ支援

#### (1) 償還免除

⇒要件に該当すれば返さなくてよくなる

- ①住民税非課税
- ②生活保護受給開始
- ③障がい者手帳の取得(精神障害者保健福祉手帳1級、身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A)
- ④借受人の死亡

免除、猶予とも  
申請が必要です

#### (2) 償還猶予

⇒償還免除に該当しないが、償還が困難である場合、償還の開始時期を遅らせる

- ①地震や火災等に被災した場合
- ②病気療養中の場合
- ③失業又は離職中の場合
- ④奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など、他の借入金の償還猶予を受けている場合
- ⑤自立相談支援機関に相談し、償還猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合 ※自立相談支援機関での面談が必要
- ⑥都道府県社協会長が上記の同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 ※市社協での面談が必要

## 新型コロナウイルス感染症による特例貸付

### 特例貸付借受人へのフォローアップ支援

#### (3) 少額返済

⇒月々の返済額を減らす

- ・少額返済によって償還期限を超える場合は、期限後から延滞利子が発生することに注意

#### (4) 特例貸付の償還など生活の困りごとに関する相談

- ・現在、償還猶予中の借受人の方に対し、生活状況についての調査票を送付し、担当職員が現在の生活状況についてや何かお困りの状況がないかなどの聴き取りを行っている。
- ・聴き取り後、自立相談支援センターなどの関係機関につなぎ、生活再建に向けた必要な支援を実施。

特例貸付に関して  
お困りごとがあれば、  
市社協までご連絡下さい

## 民生委員の主な業務

1. 借入相談時
  - ・生活福祉資金に関する情報提供  
→「社協に相談してみたら？」
  - ★貸付が教育支援資金、福祉費の場合
  - ・申請者と民生委員との面談  
→可能であれば市社協にて。申請者宅、民生委員宅でも可。
  - ・民生委員調査書の作成  
→市社協でひな形を準備します。
2. 貸付決定後
  - ・使途確認報告書の作成(領収書や在学証明書添付)  
→市社協で段取りをしておご連絡します。

## 市社協からのお願い

- ・生活福祉資金は民生委員と社協が連携して実施してきた伝統ある事業です。
- ・地域の方に一番身近な存在である民生委員の皆様へ、継続した見守り・声かけをしていただくことで、世帯の変化に早い段階で気づき、必要な支援につなぐことができると思います。
- ・集金や督促をお願いすることは一切ありません。
- ・対応に困るケースがありましたら、市社協へご相談下さい。

宮崎市社会福祉協議会  
在宅福祉第一係  
☎52-5131

【担当】 今(こん)・井脇・松本・沼口



# 生活福祉資金 貸付制度の ご案内

## 教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校への  
入学や修学に際し必要な経費をお貸しします。

## 総合支援資金

失業等により、  
世帯の生活の維持ができなくなった際の  
生活の立て直しのための  
生活資金をお貸しします。

## 不動産担保型 生活資金

今お住まいの居住用不動産を担保に  
生活資金をお貸しします。

## 福祉資金

技能の習得や、  
障がい者用の自動車購入など  
日常生活上一時的に  
必要な経費をお貸しします。

# 生活福祉資金のあらまし

## 生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金とは、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸し付けと民生委員及び社会福祉協議会が必要な援助活動を行うことにより、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。

### 貸付資金の種類は、全部で4種類あります。

- ① 総合支援資金
- ② 教育支援資金
- ③ 福祉資金・緊急小口資金
- ④ 不動産担保型生活資金

## 制度の特長・基本事項

### 世帯単位の貸付です。

この貸付は基本的に世帯を単位として貸付けるものであり、原則として「世帯主」が借入申込者となります。

### 連帯保証人が必要です。

緊急小口資金を除き、原則として連帯保証人が必要です。連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担することになります(ただし、連帯保証人を立てることができない場合でも、貸付は可能です)。

### 民生委員が援助活動を行います。

世帯の生活の安定を図る目的に、お住まいの地域を担当する民生委員がご相談からお申込み、ご返済(完済時)に至るまで、様々な過程で援助活動を行っていきます。

### 他制度が優先です。

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、お申込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

## ご利用いただける世帯

この貸付制度をご利用いただける世帯は、宮崎県内に住民登録し、居住する下記世帯となります。

(注)本資金の連帯保証人は貸付を受けられません。

### 低所得世帯

世帯の収入が一定基準以下の世帯

(一定基準とは、おおむね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活扶助基準1.5倍程度)

### 障がい者世帯

- ① 身体障がい者世帯  
(身体障がい者手帳の交付を受けている者の属する世帯)
- ② 知的障がい者世帯  
(療育手帳の交付を受けている者の属する世帯)
- ③ 精神障がい者世帯  
(精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯)
- ④ その他  
(現に障がい者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方)

### 高齢者世帯

日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

※療養または介護を要しない場合は該当しません。

### 生活保護世帯

生活保護を受けている世帯

### その他

- ・償還完済時年齢が満70歳未満であること
- ・月々5,000円以上の支払いが可能であること

### 返済義務をともなう貸付制度です。

この資金は貸付制度であり、返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけでなく借受人、連帯借受人及び連帯保証人の返済能力も含めて審査を行います。審査の結果により、貸付ができない場合もあります。

# 生活福祉資金の種類と対象世帯・借入ケース例

## 資金の種類と対象世帯

### 総合支援資金

低所得世帯 ※失業者含む

※自立相談支援事業等の利用が要件となります。

### 教育支援資金

低所得世帯

生活保護世帯

### 福祉資金 福祉費

低所得世帯

障がい者世帯

生活保護世帯

高齢者世帯

### 福祉資金 緊急小口資金

低所得世帯

※自立相談支援事業等の利用が要件となります。

### 不動産担保型 生活資金

低所得高齢者世帯

### 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

要保護の高齢者世帯(生活保護受給中の高齢者世帯)

## 借入ケース例

- ① 失業等により、世帯の生活維持ができなくなった。
- ② 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- ③ 家賃・公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電気・ガス・水道などが止められるおそれがある。
- ④ 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- ⑤ 就職を目指し新しい技能を習得をしたい。

- ① 入学金、制服、カバンなどの購入費が足りない。
- ② 授業料、家賃代、通学定期代が足りない。

- ① 技能資格をとり自立したい。
- ② 技能習得期間の生活費が不足する。
- ③ 福祉機器を購入したい。
- ④ 葬儀の費用が足りない。
- ⑤ 引越しの費用が足りない(転宅費)。
- ⑥ 修学旅行費などが必要。
- ⑦ 障がい者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- ⑧ 住宅の増築、改築、補修などに必要な経費。
- ⑨ 中国残留邦人の国民年金追納のための費用が不足。
- ⑩ 医療費が足りない。
- ⑪ 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- ⑫ 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- ⑬ 療養・介護期間の生活費が不足する。
- ⑭ 災害などにより家財や住宅に損害を受けた。

- ① 医療費または介護費の支払いが足りない。
- ② 給料などの盗難にあった。
- ③ 火災などの災害にあった。
- ④ その他これらと同等のやむを得ない事由。

次の借入れには自立相談支援機関からの継続的な支援を受けることが要件となります。

- ① 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ② 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- ③ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出の増加
- ④ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑤ 生活困窮者自立支援法に基づく支援、実施主体や関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき

- ① 自宅を担保に生活資金を借りたい。

# ① 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次の **いずれの条件にも**

**該当する世帯** に対して貸付ける資金

- ㊦ 低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ㊧ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ㊨ 現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ㊩ 実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していること
- ㊪ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ㊫ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸し付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
<b>生活支援費</b> <small>※生活再建までの間に必要な生活費用</small>	<small>単身世帯</small> 月額15万円以内 <small>2人以上</small> 月額20万円以内 <small>※原則3か月(最長12か月)</small>	最終貸付日から 6か月以内	据置期間 経過後 10年以内	<small>連帯保証人あり</small> <b>無利子</b>  <small>連帯保証人なし</small> <b>年1.5%</b> <small>(据置期間経過後)</small>
<b>住宅入居費</b> <small>※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</small>	40万円以内 <small>※原則として、当該不動産賃貸契約の相手1戸へ送金</small>	貸付日 (生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日) から6か月以内		
<b>一時生活再建費</b> <small>※生活を再建するために、一時的に必要な日常生活費で賄うことが困難である費用</small>	60万円以内			

# ② 教育支援資金

低所得世帯に属する者が、高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む。 )又は高等専門学校に就学或いは入学に際して、必要な経費として貸付ける資金

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
<b>教育支援費</b> <small>※就学するのに必要な経費</small>	<small>ア.高等学校</small> 月額3.5万円以内 <small>イ.高等専門学校</small> 月額6万円以内 <small>ウ.短期大学(専修学校専門課程を含む)</small> 月額6万円以内 <small>エ.大学</small> 月額6.5万円以内	卒業後 6か月以内	据置期間 経過後 20年以内 <small>※貸付額により定められた償還期間があります。</small>	<b>無利子</b> <small>(連帯借受人がいる場合)</small>
<b>就学支度費</b> <small>※入学に際し必要な経費</small>	50万円以内			

日本学生支援機構、宮崎県育英資金、母子・父子・寡婦福祉資金等、他の奨学金制度を優先してお申し込みください。

### ③ 福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれ、必要な経費として貸付ける資金

福祉費 ※日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用	貸付限度額 580万円以内 ※貸付上限額の目安	据置期間	償還期間 据置期間経過後 20年以内 ※償還期間の目安	貸付利子
生業を営むために必要な経費	(460万円)	貸付日から 6か月以内 ※分割交付の場合 最終貸付日から	(20年)	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		(8年)	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)	
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)	
障がい者用自動車購入に必要な経費	(250万円)		(8年)	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)	
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を越えないときは 170万円 1年を越え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円		(5年)	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を越えないときは 170万円 1年を越え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円		(5年)	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)	

緊急小口資金 ※緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
医療費又は介護費の支払等 臨時の生活費が必要なとき	10万円以内	貸付日から 2か月以内	据置期間経過後 12か月以内	連帯保証人不要 無利子
給与等の盗難によって 生活費が必要なとき				
火災等被災によって生活費が必要なとき				
その他これらと同等の やむを得ない事由によるとき				

## 4 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として貸付ける資金

		不動産担保型生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金
貸付対象要件	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則65歳以上の世帯で、配偶者と親(配偶者の親を含む)以外の同居人がいないこと</li> <li>●借入申込者の世帯が市県民税非課税か均等割課税程度の低所得者世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則65歳以上の高齢者世帯(保護の実施機関が認めている同居人は条件付で可能)</li> <li>●借入申込者がこの制度を利用しなければ、生活保護の受給を要すると福祉事務所が認めた世帯</li> </ul>
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること(共有の場合、配偶者は連帯借受人となります)</li> <li>●建物のみの所有や集合住宅(マンション)は対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること(共有の場合、配偶者は連帯借受人となります)</li> <li>●集合住宅(マンション)は対象</li> <li>●建物のみの所有は対象外</li> </ul>
	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該不動産に担保権等(抵当権・賃貸権等)が設定されていないこと</li> <li>●土地の評価額が一定の基準(1,500万円)以上(固定資産税評価額1,000万円以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該不動産に担保権等(抵当権・賃貸権等)が設定されていないこと</li> <li>●土地の評価額が一定の基準(500万円)以上(固定資産税評価額350万円以上)</li> </ul>
貸付限度額	土地の評価額の7割を標準		土地・建物評価額の7割を標準(集合住宅の場合、5割を標準)
貸付月額	1か月あたり30万円以内(個別に設定)		福祉事務所が算定した額以内
貸付利息	年利3% 又は 毎年4月1日時点の長期プライムレート(銀行長期最優遇貸出金利)のいずれか低い利率を基準とする		
貸付期間	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまで		
償還期間	据置期間(3か月)の終了までに元金を償還		
償還の担保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推定相続人の中から連帯保証人を1人立てる</li> <li>●当該不動産に根抵当権の設定登記及び代物弁済予約による所有権移転の仮登記を行う</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●連帯保証人は不要</li> <li>●当該不動産に根抵当権の設定登記を行う</li> </ul>

### 借入にあたっての注意点

- 推定相続人にも相談してください。  
推定相続人にも本制度利用についての承諾が必要となりますので、推定相続人には必ずご相談ください。
- 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります。  
借受人がお亡くなりになった場合は、相続人に当該不動産を売却していただき、貸付金を返済していただくことになります。  
その場合は同居のご家族が住み続けられなくなります。  
※配偶者が貸付契約を承継することができる場合があります。
- 宮崎県社会福祉協議会の承諾なしに増築や改築ができなくなります。
- 原則新たに同居人を増やすことはできません。
- 不動産担保型生活資金における当該不動産が市街化調整区域内にある場合や建築基準法の規準を満たさないときは、貸付対象外となります。

### 申込みする場合の必要書類

- 戸籍謄本(借入申込者及び推定相続人)/住民票(世帯全員)/当該不動産(土地・建物)の固定資産税課税台帳等・全部事項証明書・公図(又は地籍図又は地図に準ずる図面又は十七条地図)・位置図・測量図・建物図面・間取図/推定相続人全員の同意書 他
- ※不動産担保型生活資金については、別に世帯全員の低所得であることを証明する公的書類

## 貸付までの流れ

市  
町  
村  
社  
協

### ご相談

お住まいの地域の民生委員または  
市町村社会福祉協議会の窓口でご相談ください。

### お申込み

### 民生委員調査

民生委員が必要な調査を行います。

### 貸付調査

(市町村社会福祉協議会 貸付調査委員会)

### 貸付審査

### 貸付決定

審査の結果、貸付が決まりましたら、貸付決定のお知らせと  
借入書を市町村社会福祉協議会を通じてお送りします。

### ご契約

借入書を提出していただきます。

### 貸付金交付

決定金額を指定の金融機関口座(郵便局は除く)へ  
お振込みいたします。

県  
社  
協

## 返済の方法

口座振替又は指定払込票

### 口座振替

- ・毎月26日
- ・宮崎銀行、宮崎県農業協同組合又はゆうちょ銀行

### 指定払込票

1. 送金手数料無料
  - ・宮崎銀行
  - ・宮崎県農業協同組合
2. 送金手数料有料
  - ・ゆうちょ銀行

## ご相談お申込みの窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会へ

宮崎市 0985(52)5131

●清武支所 0985(55)6207

●田野支所 0985(86)2017

●佐土原支所 0985(36)2020

●高岡支所 0985(82)4721

都城市 0986(46)5325

●山之口支所 0986(57)4577

●高城支所 0986(58)3279

●山田支所 0986(64)2200

●高崎支所 0986(62)1216

延岡市 0982(32)6555

●北方支所 0982(47)3294

●北川支所 0982(46)2123

●北浦支所 0982(45)2427

日南市 0987(23)1191

●北郷支所 0987(55)2161

●南郷支所 0987(64)3270

小林市 0984(27)3277

●野尻支所 0984(44)1206

●須木支所 0984(48)2073

日向市 0982(52)2572

●東郷支所 0982(69)2116

串間市 0987(72)6943

西都市 0983(43)4613

えびの市 0984(35)2800

国富町 0985(75)6267

綾町 0985(77)3066

三股町 0986(52)1246

高原町 0984(42)2230

高鍋町 0983(32)9900

新富町 0983(33)4213

西米良村 0983(36)1212

木城町 0983(32)2114

川南町 0983(21)3802

都農町 0983(25)0048

門川町 0982(63)7210

美郷町 0982(68)2900

●南郷事業所 0982(59)0787

●西郷事業所 0982(66)2464

●北郷事業所 0982(62)6191

諸塚村 0982(65)0375

椎葉村 0982(67)2275

高千穂町 0982(72)3663

日之影町 0982(87)2680

五ヶ瀬町 0982(82)1520

## 自立相談支援機関

中央福祉こどもセンター 0985(26)1551

南部福祉こどもセンター 0986(23)4520

児湯福祉事務所 0983(22)1404

北部福祉こどもセンター 0982(32)6122

西臼杵支庁福祉課 0982(72)2193

宮崎市自立相談支援センター(これから) 0985(42)9239

都城市生活自立相談センター 0986(46)5325

のべおか自立相談支援センター 0982(20)6111

日南市生活自立サポートセンター 0987(31)1152

小林市生活自立相談支援センター 0984(23)0338

日向市生活相談・支援センター心から(ここから) 0982(52)1010

串間市生活相談支援センター 0987(72)6943

(西都市)生活困窮者自立相談支援窓口 0983(35)3070

えびの市生活・仕事支援室 0984(35)3741

社会福祉法人 **宮崎県社会福祉協議会** 生活支援課

〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内

TEL.0985-22-6027 FAX.0985-27-9003